

秦野市申請書作成支援システムの購入に係る  
プロポーザル評価基準書

1 目的

本基準書は、秦野市申請書作成支援システムの購入に係るプロポーザルにおける企画提案の評価にあたり、当市に最も適した提案を行った事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 審査対象者

秦野市申請書作成支援システムの購入に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第9項「参加資格」の要件を全て満たす者、かつ第19項「企画提案参加資格の取消し」の全ての項目に該当しない者とする。

3 選定委員会の設置

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、選定を行う。

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査は市が設置する「秦野市申請書作成支援システムの購入に係る選定委員会」が行う。

(2) 選定委員

選定委員は以下の者とし、審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とする

ア くらし安心部長

イ 戸籍住民課長

ウ デジタル推進課長

4 企画提案審査

(1) 審査項目及び配点

企画提案書の書類審査及び評価（提案書評価点 1人：50点）

(2) 企画提案書の書類審査及び評価について

別表「企画提案依頼事項」に求める記載内容に基づき次のとおり評価する。

評価	説明
A	要求事項に対して非常に優れた提案である。
B	要求事項に対して優れた提案である。
C	要求事項を満たす提案である。
D	要求事項を満たしていない部分がある。
E	全く要求を満たしていない、若しくは提案がなされていない。

## 5 提案見積書について

### (1) 審査及び配点

提案見積書の審査及び評価 (価格評価点 50点)

### (2) 評価について

提案見積書は、次の算定式により評価する。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{点} \times (1 - (\text{見積額} / \text{上限額})^{1.0})$$

## 7 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定に係る選定委員会を開催し、審査の評価点に価格評価点を加え、合計点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

評価点が同点だった場合は、第5項の企画審査の審査項目を上から順に比較して、上位の審査項目がより高い点を取得したものを選定する。

なお、参加申出を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。